

「取引残高報告書」の作成基準変更のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

このたび当庫では、投資信託口座を開設しているお客さまに定期的に送らせていただいている投資信託の「取引残高報告書」につきまして、**平成 27 年 3 月末作成分**より、作成基準を下表のとおり一部変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

投資信託のお預り残高・ お取引(注1)の有無等		「取引残高報告書」の作成基準	
		現 状	変 更 後
お預り 残高あり	直前 3 か月間にお取引あり	所定月(3, 6, 9, 12月)の月末に作成します。	変更なし
	1年以上お取引なし	前回作成時から1年後の同月の月末に作成します。	変更なし
お預り 残高なし	直前 3 か月間にお取引あり	お取引発生直後の所定月(3, 6, 9, 12月)の月末に作成します。	変更なし
	1年以上お取引なし	前回作成時から1年後の同月の月末に作成します。	前回作成時から1年後の同月の月末に一度だけ作成しますが、以降、次回お取引発生時または口座抹消時までの間は作成しません。 (注2)
	口座抹消	口座抹消を行った日に作成します。	変更なし

(注1)

・「お取引」とは、投資信託の買付、換金ならびに分配金および償還金の入金等をいいます。

(注2)

・従来は、お客さまの投資信託口座にお預り残高がなく1年以上お取引がない場合につきましても、1年に一度「取引残高報告書」を作成・郵送してまいりました。平成27年3月末作成分以降につきましては、上表のとおりとなります。

なお、平成27年3月末作成分以前に、お預り残高がなく1年以上お取引がない場合に既に「取引残高報告書」を作成・郵送している場合は、平成27年3月末作成分より作成・郵送いたしません。

・ただし、お客さまより作成のご要望があった場合には、ご要望日以降を基準日として、臨時作成いたします。その際は、取扱店までご連絡下さい。

・「取引残高報告書」が作成されなくなって以降、お取引を再開された場合は、お取引発生直後の所定月(3, 6, 9, 12月)の月末に作成・郵送いたします。

本件に関するお問合せ先
新潟信用金庫 総合企画部 経理課
TEL:025-222-3111

商 号 等 : 新潟信用金庫
登録金融機関 : 関東財務局長(登金)249号